



## 「広報あきたかた」について ご意見をお寄せ頂ける方を募集します

政策企画課 ☎42-5627

安芸高田市では毎月、「広報あきたかた」を市民のみなさまへお届けしています。その広報紙に対し、市民のみなさまがどのような感想をお持ちなのか？ また、広報紙に対してのご提案・ご要望などについて、ご意見を伺えることができる市民の方々を募集いたします。

**【募集期間】**  
2月1日(月)から  
2月19日(金)まで  
※定員に達していない場合は、2月26日(金)まで延長する可能性があります。

**【募集人数】**  
概ね12名  
※定員に達した時点で応募を終了いたします。  
※応募者が多数の場合、原則、応募順とさせていただきますが、性別・年齢・地域を考慮して選考させていただきます。

**【応募方法】**  
電話のみの受付とさせていただきます。また、本人以外の代理の方が申し込むこともできます。



みなさんのご応募をお待ちしております。

**【募集する方の要件及びご意見の伺い方】**  
・市内在住で「広報あきたかた」を毎月受け取られている方。  
・ご意見は、直接広報担当者が向いて伺わせていただくインタビュー形式で行います。  
・インタビューはおひとり、概ね90分程度とさせていただきます。  
・申込の際に、ご自宅の電話番号以外の日中連絡が取れる連絡先を伺います。インタビューの日程調整は、お申込みの際に行うか、または後日連絡し調整いたします。  
・インタビューの際には原則、写真を撮らせていただくことになりませんのでご了承ください。  
・インタビュー場所は、申し込まれた方のご自宅か、ご自宅近くの公共施設を使用しております。

## 青少年育成安芸高田市民会議の取り組みをご紹介します

人権多文化共生推進課 ☎42-5630



**【はじめに】**  
青少年育成安芸高田市民会議とは、安芸高田市の青少年の健全な育成を図ることを目的に、様々な関係団体が構成員として組織された団体です。それぞれが所属する団体が連携し、安芸高田市の子どもたちが「夢と志を抱き、心身ともに健やかに成長していくこと」を目的に組織されました。

**【主な事業】**  
主な事業としては、あいさつ・声かけ運動や市内小、中学生及び高校生による意見発表を中心に行う「青少年育成フェスティバル」などを継続しておこなっています。

また、青少年を育成するための環境づくりにも力を入れており、市内の有害図書類などを販売する自動販売機の完全撤去は、大きな実績の一つです。

**【各支部における活動】**  
各支部における活動として「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に、地域の青少年の課題、実態に即した特色ある活動をおこなっています。

なかでも、向原町支部における

町内の保育所、小学校、中学校、高校と連携した「青少年の声を聞く会」は、意見発表やステージ発表など盛りだくさんの内容で、毎年開催されており、今年で30回目を迎え、地域に定着し愛されるイベントとなっています。

他にも、八千代町支部では、「心耕祭」、美土里町支部では「立春式」と、地域や学校と連携した取り組みとして開催されています。吉田町支部では、青少年健全育成標語を募集し、あいさつ・声かけ運動実施後に表彰式をおこなっています。

また、子どもたちの夢を叶えることを目的に創設された夢プロジェクト事業をきっかけに、甲田町支部では学校の裏山公園を整備、高宮町支部では、芝桜の植栽など、地域、学校、PTAなどと連携した取り組みを継続しています。

**【おわりに】**  
これからも、当市民会議は、家庭や学校、地域が一体となった青少年育成がなされるよう活動を展開していきます。みなさまのそれぞれの立場でお力添え頂きますよう、よろしくお願いたします。



## 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

子育て支援課 ☎47-1283

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

もしかして  
あなたが救う  
小さな手

虐待を受けたと思われる子どもがいたら。    ご自身が出産や子育てに悩んだら。    子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。  
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。  
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

いち はや く  
**189** ※この番号はお太助フォンではかけることができません。



## 高齢者虐待を防止しましょう ～気になることがあれば、すぐ相談を～

高齢者福祉課 ☎47-1281

**【高齢者虐待とは?】**  
「高齢者虐待防止法」では、養護者(高齢者の世話や介護をする家族など)または養介護施設従事者(介護施設などの職員)などによる高齢者に対する次のような行為が「高齢者虐待」とされています。

- ① 身体的虐待  
たたく、蹴る、手足を縛るなど
- ② 介護・世話の放棄放任(ネグレクト)  
食事や水分などを十分に与えず必要な介護を怠るなど
- ③ 心理的虐待  
怒鳴る、ののしるなど
- ④ 性的虐待  
性的・わいせつな行為の強要など
- ⑤ 経済的虐待  
生活に必要な金銭を渡さない、年金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

**【気になる高齢者の方がいたら?】**  
すぐに相談してください。相談者が特定される情報については、守秘義務がありますので、外部に漏れることはありません。

**【地域の見守りで「虐待」防止を!】**  
介護する家族などの負担は想像以上に大変なものです。無意識のうちには虐待となっている場合もあります。虐待の深刻化を防ぐためにも、早期の対応が重要です。地域での声かけ・見守りなどから、気になることがあれば、すぐに相談してください。

**Q&A**

Q 相談したらどうなるの?  
A 高齢者などへ面談などを行い、安全確保や虐待の事実確認を行います。高齢者の方が安心した生活が送れるよう、支援します。

Q 一生懸命介護しているのに「虐待」なんて言っているの?  
A 虐待に対する自覚は問いません。「高齢者虐待防止法」は、虐待している人を罰するものではなく、介護する家族などの支援や負担の軽減も目的の一つです。

**【相談窓口】**  
※養護者からの虐待  
安芸高田市地域包括支援センター ☎47-1132

※養介護施設従事者などからの虐待  
高齢者福祉課 高齢者相談支援係 ☎47-1281